

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられました。引上げ分の地方消費税収については、用途を明確化し、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

西都市の令和8年度当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途については、以下のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 435,273 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区 分		事業費	特定財源	一般財源	うち、引き上げ分の 地方消費税	
社会福祉	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金除く)	89,360	7,533	81,827	16,057
		身体障害者福祉費	20,689	15,117	5,572	1,093
		知的障害者福祉費	70,635	35,139	35,496	6,966
		老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金除く)	246,965	119,862	127,103	24,942
		障害者自立支援費	1,208,079	1,170,116	37,963	7,450
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,607,322	1,440,762	166,560	32,685
		児童福祉施設費	136,513	0	136,513	26,788
		児童措置費	1,248,761	977,875	270,886	53,157
	生活保護費	生活保護総務費	45,655	0	45,655	8,959
		扶助費	716,000	550,456	165,544	32,485
	小 計		5,389,979	4,316,860	1,073,119	210,582
	社会保険	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金)	295,429	176,422	119,007
老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金)			566,422	39,556	526,866	103,389
後期高齢者医療費			604,704	128,740	475,964	93,400
小 計		1,466,555	344,718	1,121,837	220,143	
保健衛生	保健衛生費	予防費	61,881	59,782	2,099	412
		保健活動費	20,907	1,351	19,556	3,838
		健康増進費	45,170	43,648	1,522	299
	小 計		127,958	104,781	23,177	4,548
合 計		6,984,492	4,766,359	2,218,133	435,273	